

日本語教育と多文化共生への取組

—静岡県内のボランティア団体等の活動を中心に—

松 浦 康 世

Michiyo MATSUURA. Voluntary Japanese Teaching Groups in Shizuoka Prefecture: Attempts for a Multicultural Society. *Studies in International Relations* Vol. 35, No. 2. February 2015. pp. 51 – 60.

This article investigates the activities of four volunteer groups working for a multicultural society inside Shizuoka Prefecture. Through their activities, we can see the needs and challenges of foreign people living in Japan as well as the roles of those volunteer groups in society.

The Agency for Cultural Affairs organized a committee on Japanese education for foreign residents in 2007. The agency continued discussion for promoting a multicultural society, and they introduced a Japanese teaching curriculum including teaching materials and guidebooks for local volunteers in May 2012. They also started to subsidize those volunteer activities.

These efforts are aimed to promote volunteer activities to support foreign residents. This article analyzes how those volunteer groups can continue their activities, and how the government, cities, and volunteer groups, including NPOs and corporations, should cooperate for a multicultural society.

1. はじめに

平成19年7月、文化庁の文化審議会国語分科会において日本語教育小委員会が設置され、日本語教育推進のための様々な施策が検討される中、日本国内に定住している外国人等「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実に向けての検討も進められてきた。平成22年には「日系定住外国人施策に関する基本指針」が打ち出され、翌年にはその行動計画もまとめられた。更に、平成24年5月の小委員会では「課題整理に関するワーキンググループ」が設置され、外国人との共生社会の実現に向けて、日本語教育の推進体制、日本語教育の内容や方法、日本語教育に関わる人材、日本語教育に関する調査研究などについて検討が続けられている。具体的な成果の一つとしては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案、その活用のためのガイドブック、教材例集、及び日本語能力評価のための資料が作成された¹。

また、平成24年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業地域日本語教育実践プロ

グラムとして、日本語教育の実施、人材の養成・研修、教材の作成、地域の日本語教育体制の整備、関係機関との協力推進、取組成果の発信などを目的とした事業計画を募集し、優れた取組に対する支援も行っている²。

これまでも「生活者としての外国人」に対する日本語教育は各地のボランティア団体等によって積極的に行われてきており、団体ごとにカリキュラムや教材が作成されてきた。しかし、文化庁が中心となり、地域の日本語教育コーディネーターの研修や協議会が開かれるようになったことにより、それまで県や市町村を中心とした連携でのみ行われてきたボランティア団体等も、他の団体と情報や意見を交換する機会ができ、地域の活動にも少しずつ影響を与えている。

そのような状況の中、各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育はどのように進められているのだろうか。本稿では、静岡県内ボランティア団体等のうち4つの団体を取り上げ、活動の様子と特徴を調査し、考察を加える。また、その活動内容から見えてくる学習者たちの日本語学習に関するニーズや生活上の問題点など

についても分析していく。

2. 静岡県内の在留外国人

1) 外国人在留者の数と分布

まず、本稿で調査対象としたボランティア団体等の活動の背景を示すために、静岡県内に在留する外国人の人数、国籍、在留資格、及び居住する地域について触れておく。

2014年6月の総務省の統計によると、静岡県に在留する外国人の数は75,435人で、都道府県別では全国第7位である。また、外国人が総人口に占める割合で見ると、静岡県は約2%である。

主な国籍は、人数の多い順に、ブラジル27,126人、フィリピン13,149人、中国11,872人、韓国・朝鮮5,634人、ペルー4,829人、ベトナム2,900人、インドネシア1,954人、タイ1,125人、アメリカ853人となっている。特徴的なのは、ブラジルやペルーなどの南米系外国人が33,025人であり、愛知県に次いで2番目に多く、総人口に占める割合が全国一高いことである。次に、フィリピン人の数も全国第5位であり、中国や韓国などの近隣諸国からの在留者数を上回っている。

市区町村別で見ると、ブラジル人は浜松、磐田、袋井、菊川、掛川、湖西の6市を合わせると、20,751人に上り、県西部に集中していることがわかる。外国人の総数でも県西部が最も多く、県中部のおよそ2倍である。県東部では富士市が4,586人、次いで沼津市が3,580人であり、両市を合わせると静岡市の8,198人に匹敵する数となる³。

2) 在留資格の特殊性

このように、静岡県では在留外国人の総数に対して、ブラジル人とフィリピン人の占める割合が高く、全体の53.4%を占めている。このことは静岡県内の外国人の在留資格についても一つの特徴を作り出している。それは、次に示すように、静岡県内に「定住者」や「永住者」の資格を持つ外国人が多いということである。

静岡県内のブラジル人の在留資格は、「定住者」と「永住者」及び配偶者等を合わせると全体の99.8%となり、フィリピン人も92.5%である。こ

れは、他の国籍の在留外国人と比較して非常に高い割合である。例えば、3番目に人数の多い中国人の在留資格は「技能実習生」、「留学」、「国際業務」、「技術」、「企業内転勤」など多岐にわたっており、「定住者」、「永住者」及びその配偶者等の割合は中国人全体の41.6%にとどまっている⁴。

この背景には、1990年の出入国管理及び難民認定法の改正により「定住者」という項目が新設されたことがある。「定住者」資格とは、特別な理由を考慮し、一定の在留期間を指定して移住を認めるものである。具体的には、「日本人として出生した者の実子」に対して一律に定住資格が与えられるようになった。つまり、「定住者の実子」も「定住者」となるのである。ブラジル人の場合、日系一世が日本国籍を持ち、日系二世は二重国籍を持つため、三世以降の日系人はすべて「定住者」として滞在することができる⁵。フィリピン人の場合も、「日本人の配偶者等」となり、その子供たちも同じく「日本人の配偶者等」の資格を得て、その後「永住者」となるケースが多く見られる。

3) 日本語学習の必要性

「定住者」や「日本人の配偶者等」の資格は、「永住者」と同じように在留中の活動に制限がない。他の「短期滞在」や「技能」「留学」「研修」などのビザには就労の制限があるため、働こうとしても就業時間や職種が限定されるが、「定住者」であれば、そのような制限がなく、単純労働なども可能となる⁶。在日ブラジル人の分布を見ても愛知県、静岡県、三重県、群馬県、岐阜県などの工業地帯に集中しており、静岡県内でも、西部には自動車、二輪車、楽器などの工業地域があり、中部では水産業や食品加工関連の産業、東部では製紙・化学工業が発達した地域などがあるため、その規模に応じて人数も多くなっている⁷。

このような職種の傾向が、地域社会や外国人在住者に対して直接的な問題を引き起こしているとは言えないが、「永住者」や「定住者」資格により職種の幅が広がることから、在留外国人の日本語学習への意欲に対して影響を及ぼす可能性がある。永住者や定住者、及び配偶者等以外の外国人が取得できる就労可能なビザはすべて3か月から5年

までの期間が定められ、職種も就業ビザの種類ごとに範囲が定められている。そのため、就業ビザを取得するためには専門知識や技能を有しているか、あるいは企業に所属している必要がある。そのような資格を得るためには、ある程度の日本語能力も要求される場合が多い。就職や職務に際して高度な日本語が必要とされる場合と、日常会話以上の日本語が要求されない場合とでは、学習の動機づけにも差が出てくる。

4) 日本語学習の機会

それでは、日本語学習に対しての意欲がないことで、どんな問題が生じるのだろうか。もし、日本語力が不十分だったとしたら、生活にも支障をきたすのだろうか。

外国人が集住する地域をもつ市などでは『生活便利帳』や『健康カレンダー』といった冊子を作成し、住民登録、健康保険、医療機関、予防接種、防災、学校制度、ゴミの出し方など生活に必要なあらゆる情報を、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語等に翻訳し、市役所等で配布している⁸。また、ホームページでも、これら生活情報の他、イベントや観光などの情報についても各国語に翻訳したものを掲載している。市役所や国際交流協会などにはブラジル人やフィリピン人などの相談員を勤務させており、直接相談を受けることもできる。このように言語についてのフォローは充実しており、少なくとも市の体制としては、外国人に対する支援体制が整っているように見える⁹。

そうは言っても、長期間日本に滞在するのに、いつもそのような助けを借りているわけにはいかない。自立して生活するためには、やはり日本語を学ぶ必要がある。そのような必要性に対して、県内には30ヶ所の国際交流協会や国際交友協会等の公的助成を受ける団体の他、主に会員の会費で運営されるボランティア団体等があり、日本語教室を開催したり、日本語教師の紹介を行ったりしている。ボランティア団体等の日本語教室では日本語教師もボランティアであり、交通費程度の費用しか支給されない。しかし、ボランティアとはいえ、実際に外国人に教える場合には、日本語教師養成講座やボランティア教師養成講座などを受

講していることを要件としている団体が多く、教師の質の向上も図られている。

このような団体の活動により外国人は日本語の授業を90分300円から500円程度で受講することができる。民間の日本語学校などでは、就学の在留資格を持つ留学生たちが90分あたり1,500円以上を支払いながら勉強しているのに比べると格安である¹⁰。

しかし、費用が安くても、実際に日本語クラスを受講している外国人は少ない。これは経済的な問題ではなく、時間の問題、必要性や意欲の問題、言語学習に対する適応性の問題、あるいは外国人コミュニティの体質など、様々な問題が関わっているようである。ボランティア団体等は、そのような外国人の一人一人と向き合いながら、必要性に応じて支援を続けている。それぞれの地域の特徴も反映させながら、地道な活動が続けられている。

そのような取組の中で、どのように「生活者としての外国人」が抱える問題をとらえ、日本語学習と関わりを持たせていくべきなのか、静岡県内の四つの団体の活動を例にとり、考察していく。

3. ボランティア団体等の取り組み

1) 西部地区

前述の通り、西部はブラジル人をはじめとして外国人総数が最も多い地区である。そのため、ボランティア団体等の活動も活発に行われている。西部地区からは外国人の就労支援を中心に活動する「一般社団法人グローバル人財サポート浜松」とフィリピン人を中心に活動を行う「NPO法人フィリピンナガイサ」の二つの団体を取り上げる。

一般社団法人グローバル人財サポート浜松

この団体は、浜松市中区に活動拠点をもち、国籍、人種、性別、年齢の違いに関係なく、皆が安心して生活できる共生社会の実現をポリシーとして活動している。この団体の特徴として、その団体名の通り、「人は財産」であるという考えのもと地域の財産である人々を育成し、能力の開発・向上を支援することに主眼を置いている点がある。

一般に外国人支援というと、外国人が生活する上で日本人と同等の権利が受けられるように、必要最低限の日本語力や技能を習得させることであると捉えられているが、「グローバル人財サポート浜松」は、在住外国人の社会的自立を助けるだけでなく、高度人材化に向けた日本語教育、資格取得のための学習支援、及び就労のサポートを行っている¹¹。

具体的な活動の一つに、少子高齢化が進む日本社会において必要とされる外国人介護ワーカーの育成がある。介護のための日本語教室や資格取得講座を開講したり、ハローワークや福祉人材バンクとの連携により求人情報を提供し、就労支援も行ったりしている。更に、資格取得や就職までのメンタルサポートや、就労後のスキルアップを目的とした講座も提供している。製造業に従事する外国人社員や技術研修生を対象とした企業内日本語研修では、就労場面で必要な「ハウレンソウ」と呼ばれる報告、連絡、相談の仕方や作業工程の表現方法などを指導している。

このような就労サポートの他に、次世代の人材の育成にも力を入れている。地元の大学生ボランティアで構成されるグループ「WISH」は、就学前の外国籍児童を集め、学校体験教室を開いたり小学1年生の授業に参加して学習をサポートしたりする活動を行っている。外国籍の小学生が学校に馴染めず、問題として取り上げられることが多く、教育委員会などでも学校に日本語教員を派遣するなどの対策をとっている。この活動には、そのような問題を未然に防ごうという狙いがある。WISHはまた、小学校だけでなく企業など関係機関とも連携を図り、事業コーディネーターや街おこしの手伝いなどの活動も行っている。これは外国人の支援だけでなく、日本人の学生自身が多文化共生の社会づくりを担う人材となることを目的としている。

グローバル人財サポート浜松の堀永乃代表は「Quality of LIFE」という言葉を用いて、誰もが社会で活躍でき、自らの人生を謳歌できることが自然であると述べている。そして、外国人が「自己実現」を目指すことの大切さを強調している。持続可能な地域社会を構築するためには、在住外

国人の労働力、生産力、経済力、文化創造力を地域に活かしていく必要があり、それを実行するために、日本社会の外国人受け入れの姿勢を考え、多様な人々が活躍できる社会を実現させるべきだというのがこの団体の理念である。

このような理念や一つ一つの活動を見ても、目的が非常に明確である。強い目的意識がなければ達成できない活動であるとも言える。グローバル人財サポート浜松の場合、年会費として、個人会員から1口3,000円、賛助会員から1口10,000円を集めているが、会費収入や事業収入だけでは経営は成り立たない。そのため、事業のための主な収入源として県や文化庁から事業委託収入を得ている¹²。

まず、平成25年度の静岡県との協働事業としては「日本語教室向け防災イラストカード作成事業」を行った。イラストカードを活用して外国人県民に対して防災啓発を行うことを目的としている。完成したイラストカードは現在、静岡県のホームページでも見ることができる¹³。

また、平成25年度の文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業では、「地域に活力を与える外国人多文化共生コーディネーター育成事業」として、外国人と日本人の相互理解を深めるための日本語講座やその育成マニュアルの作成、多文化を活かした街の活性化のためのシンポジウムの開催、地域の活力となる外国人コーディネーター育成のための協議会設置などを行った。

県や政府からの委託事業を受託するためには事業の目的や活動計画が明確に示されていなければならないが、グローバル人財サポート浜松は、事業の取組に対して強い必要性と目的意識を持っている。それは、実際の活動にも裏付けされた明確な活動計画に表れている。

資金面だけでなく、地域の諸機関との連携も重要である。グローバル人財サポート浜松の場合、前述の大学生や企業等の他、浜松市や国際交流協会や浜松市中部協働センターとも連携した活動を行っている。中部協働センターとは、外国人を講師として、日本人に文化を紹介するという講座も開催した。日本人が異文化に触れることができ、外国人の人材を利用する機会にもなった¹⁴。

日本語教室については、対象をある程度日本語力のある外国人に絞り、転職や職位の向上などの社会的自立のためのプライベートレッスンをしているため、授業料も90分2,000円以上と、他のボランティア団体等の日本語教室と比べて割高である。学習者が日本語学習を資格取得の手段として捉えるためには、授業料も日本社会の水準で設定すべきだという考えに基づいている。

西部地区では浜松国際交流協会を初め、あらゆるボランティア団体等が日本語教室を開催する中で、グローバル人財サポート浜松は、それら支援の経験に基づき、外国人と社会の新たなニーズに目を向けた活動に取り組んでいる。

NPO法人フィリピンナガイサ

西部地区におけるもう一つの特徴的な団体として、NPO法人フィリピンナガイサがある。この団体も浜松市中区を活動拠点としている。フィリピンナガイサは、1994年、日本人配偶者と結婚したフィリピン人女性たちが仲間とともに日本語、日本文化、習慣、ルール、マナー等を学ぶために結成し、2012年にはNPO法人になった。近年は日本人配偶者だけでなく、滞在目的も多様化しており、男性や子どもの会員も増えたという¹⁵。

在住フィリピン人の来日背景には大きく分けて三つのタイプがある。一つ目のタイプは、日本人配偶者と結婚した女性である。滞在年数が長く、生活に支障がない日本語力と生活情報を持っている人が多い。

二つ目のタイプは、先祖が日本にルーツを持つ日系2世や3世である。静岡県西部地区では製造業が盛んであり、その仕事に従事するために、家族や親族単位で集住している。製造業に従事する人の場合、日常生活では工場と自宅の往復のみで日本語を使う機会が少ない。また、無職の中高年齢層も多く、日本語学習をしても習得が難しくなるため、職につけずにいたり、短期の仕事を繰り返したりしている。いずれの場合も日本語力が乏しいため、得られる生活情報が少ない。フィリピンナガイサの報告によると、このような人々の深刻な問題は「知らないことが多いのでわからないことや困っていることに気づいていない」というこ

とである。例えば、日本語教室で「税金」に関するテーマを扱ったところ、「何のために税金を払うのか」を初めて理解し、その後学習者が市民税を払うようになったそうである。このように、通訳のいる職場と自宅の往復だけの生活の中では日本語に不自由を感じることも少なく、何が問題なのかも気づかずにいることが多い。そして、日本での滞在が長期化し、高齢となり退職を迎えると、生活範囲は更に狭くなり、周りから閉ざされてしまうようになる。そのような孤立した生活を送らないためには、地域社会との共存を図り、必要な情報を自分で得ながら生活できる日本語力を身に付ける必要があり、この団体はそのための支援をしている。

三つ目のタイプは、日本人配偶者と結婚した女性が呼び寄せた子どもたちであり、現在、小・中学生から青年層までいる。日本で児童手当が支給されるようになり、フィリピンで親戚やメイドに子どもを預けた場合の養育費と金額的に変わらなくなったため、子どもを日本に呼び寄せるケースが増えている。または、預けていた親戚が高齢となり、面倒をみる人がいなくなったというようなケースもある。日本に呼び寄せられた子どもたちが抱える問題としては、日本の学校に入るための日本語と教科の学力が乏しい、両国の義務教育年数の違いから進学できない、資金がないので学校へ通うことができない等がある。成人して働こうと思っても、日本語力の低さや、ルールと慣習の違いから挫折してしまうことが多い。フィリピンナガイサは、このような子どもたちが日本のルールや生活態度を学び、日本語学習の大切さを感じることが大切であるとしており、そのための活動として、2012年から「ハロハロ教室」と呼ばれる国際交流事業において、浜松市内の小中学校に通うフィリピン児童を対象に、初期適応教室を開催している。また、静岡県全域で日本語教室やパソコン教室の開催、進路相談会の実施を行うほか、2012年にはタガログ語と日本語の進路ガイドブックを作成している。

フィリピンナガイサも、グローバル人財サポート浜松と同じように、県や文化庁の委託事業を受託し、その費用の中で目的に応じた活動を行って

いる。

平成25年度静岡県との協働事業としては「外国人児童生徒進路相談事業（緊急雇用対策事業）」を行った。パンフレットの作成や進路相談会の実施など、フィリピン人の児童生徒に対して進路相談を行うものである。

平成26年度の文化庁の委託事業では、フィリピン人たちが日本社会との接点を持ち、自信を持って日本人とコミュニケーションがとれるようになることを目的に、「バヤニハン日本語教室」を開き、生活に密着した場面に使用する日本語を学びながら、日本の文化、ルール、マナーなどについて皆で考える機会を与えている。会場も、浜松市だけでなく、磐田市と湖西市でも実施し、多くの人が参加できるよう配慮している¹⁶。また、日本語を学習する側だけでなく、日本語教育を行う人材も育成するために「バイリンガル指導者・日本語ボランティア養成講座」を開催し、フィリピン人や日本人をはじめ、その他の国籍の人を対象にバイリンガル指導や、在住外国人の自立支援のための情報・意見交換などを行っている。

以上のようなフィリピンナガイサの活動は、日本語教室でフィリピン人が日本語を身につけると同時に、在住外国人が日ごろから近隣の日本人と関わる機会を持つことを目的に行われている。タガログ語の「バヤニハン」という言葉は「たすけあい」という意味であり、皆で地域を作ろうという気持ちが込められている。フィリピン人たちが学び、そこに日本人が関わり、皆で協力していくことで、学習者の日本語能力向上と共生社会の実現につながっていくのだということと呼び掛けている¹⁷。

2) 中部地区

中部地区は、西部地区のような国籍の集中が少なく、比較的多国籍の外国人が在住している。

「定住者」や「永住者」だけでなく、5年以内の短期滞在の外国人が多いことも特徴である。ボランティア団体等が運営する日本語教室に来ている外国人の中にも、1年から3年の企業研修で来ている人や、「JETプログラム」と呼ばれるプログラムを利用して教育関係の就業ビザを取り、2年から3

年間各地の公立学校で英語を教えるALTなども多く見られる。

清水日本語交流の会

清水日本語交流の会は、平成27年1月に創立25周年を迎える歴史のある団体である。1990年11月の出入国管理法の改正により日系人の在留資格が緩和されたことを受けて日本語教室がスタートした。学習者2名の教室から始まり、企業で技能実習生などを受け入れるようになったことに伴い、企業ボランティアを開始し、夜勤の学習者のためには日曜日にプライベートレッスンをし、1995年からは中学校の校長からの要請により学校ボランティアも開始するなど、社会や学習者のニーズを考慮しながら対応してきた。創立10周年の記念式典には140名以上の人が出席し、各国の文化紹介や日本文化紹介のほか、懇親会や歌やダンスで日本人と外国人とが楽しい時間を共有するなど、着実に活動の幅を広げてきた¹⁸。

出版物やオリジナルの教材なども多数発行している。10周年記念誌『異質異文化との共生』から始まり、15周年には、生活のあらゆる場面での会話を集めた日本語教材『ようこそ清水へ』を発行した。続いて、教科書と共に使用できる練習帳や会話CD、10カ国語翻訳書、更に教師のための指導書も作成された。この指導書には、各課の文法項目や語句に関する指導要領が載せられているだけでなく、日本語文法に関する詳しい解説が書かれており、指導のための資料であるのと同時に日本語教育に関する専門的な知識を身につけるための学習書としても使用できる。その他にも『世界遺産カルタ』の第一集と第二集を作成・販売した。このカルタのイラストはすべてボランティア教師たちが描いたものであり、学習者たちからは「身近な教師たちが作成した手作りの暖かさを感じた」、また、「母国の世界遺産が挿入されていて嬉しい」という感想も出ている。その後も、20周年記念誌、『教室用語集』、『企業用語集』、『地球のくらしー学習者28か国の衣食住』が発行されている。また、創立25周年記念誌『日本語教室25年多文化発見』には、学習者が日本または清水へ来て感じたこと、日本語を学習し疑問に思ったこと、文化の違いや

学習者のスピーチや習字，教師が学習者との交流で感じたことなど，最近の話題を中心に，これまでの24年間に積み上げられた情報も集められている¹⁹。

清水日本語交流の会の主な活動は，週3回清水区内の公民館等で開かれる日本語講座の他，ホームパーティーなどの国際交流イベント，学校ボランティア，外国人児童への教育支援，ボランティア日本語教師養成講座などがある。また，ボランティア教師たちが定期的に集まり，日本語研究会を開き，講師を招いたり，日頃日本語を教えていて困ったことなどを話し合ったりしながら，日本語の指導法についての情報交換をしている。

このように，清水日本語交流の会のボランティア教師たちは自発的であり，自ら積極的に学ぼうという姿勢がある。一般的に，ボランティア団体による日本語教室は会費が安い一方，出席しなければならないという制約もないため，途中でやめてしまう学習者が多いが，この教室に通う学習者は継続率が高く，日本語能力検定試験にも毎回合格者が出ている。それも教師たちの指導に対する姿勢と熱意が関係しているのかもしれない。

学習者は，週3回の授業のうち都合の良い日を選ぶことができるが，週3回受講している学習者もいる。土曜日は特に参加者が多く，毎回30名近くの受講者がいる。それに対して，常にそれを上回る人数のボランティアが参加しているため，学習者はマンツーマンで授業が受けられ，レベルやニーズに合った指導を受けている。

清水日本語交流の会の運営は，ほとんどが会員と学習者からの会費で賄われており，委託事業としては静岡県国際交流協会の短期特別授業があっただけである。静岡市などからの助成もあるが，運営費全体から見れば，ほんのわずかである。そのような状況の中で，この団体が長く活動を続け，発展してきた背景には，効率的な連携体制と強い組織力がある。定期的な会員の定例会は出席率が高く，活動に際しての役割分担が明確にされている。会員たちが無理なく活動に参加でき，長く継続することで，会全体の地道な活動につながっている。その功績に対して，2005年には静岡県国際交流協会推薦により財団法人企業経営研究所国際

交流功労賞受賞，2006年にはユネスコ協会草の根助成，2007年には国際ソロプチミスト静岡クラブ賞受賞，2009年には静岡県文化財団活動奨励賞と静岡県国際交流協会20周年記念功労賞を受賞するなど，多方面からもその実績と活動の成果が認められている。

3) 東部地区

東部地区は，西部・中部と比較すると外国人の数は少ないが，地元の製紙・化学工業等が発達している地域があるほか，東京に拠点を持つ大企業が工場などを持つ地域もあるため，富士市や沼津市を中心に広いエリアで外国人が生活している。国籍別では，フィリピン人が最も多く，続いて中国人，韓国・朝鮮人となっており，ペルー人やブラジル人の割合は低い，全体の4分の1の外国人が永住者資格を持っている。

ふじのくに多文化共生ネット

ふじのくに多文化共生ネットは，平成25年春に設立されたばかりの団体である。静岡県東部を活動拠点に，多文化共生の地域づくりに貢献する人材の育成と活動の支援を行うための事業を推進することを目的としている²⁰。

ふじのくに多文化共生ネットの高澤啓子代表によると，東部地区では主に二つの課題を抱えているという。一つ目は，ボランティアが教えている入門・初級レベルの教室は多いが，中級以上の学習者を対象とする教室がほとんどないということである。二つ目は，教室同士の協働や，その他の機関との連携や交流が少ないため，在住外国人との協働や異文化理解のための情報発信力も弱く，地域で行われているボランティアやまちづくりなどの活動に参加しているのは日本人ばかりで，外国人が参加できないでいることである。その中で外国人の日本語学習環境の改善や社会参画を推進するためには，地域の日本人たちに外国人や多文化共生に興味を持ってもらい，外国人も日本人と共に地域で生活している住民であることや，日本語教育が外国人と日本人双方にとって，安心して快適に暮らすために重要であることを理解してもらうことが必要だとしている。

その目的達成のための取組の一つとして、平成25年度と26年度の文化庁委託事業において、外国人と日本人の多文化共生サポーター育成事業を行った。中級・上級レベルの日本語能力を持つ外国人が自分の住む地域に愛着を持ち、積極的に地域の活動に参加し社会参画できるようになるための日本語講座を開催し、外国人と日本人が協働し相互理解を深めるための機会を提供し、日本人に多文化共生の意義、多文化パワーの素晴らしさ、外国人に対する日本語教育が外国人のみならず日本人と地域にとって意義のあるものであることを理解してもらうための取組である。具体的には、静岡県、沼津市、三島市、富士市などの自治体の他、日本大学や地元の中学校、国際交流協会、博物館、その他観光地の施設などと協力して、四つの取組をしている。

一つ目は、「多文化共生サポーターのための日本語講座」である。平成25年度には県内の観光、防災、異文化理解等の多様なテーマを扱い、平成26年度には防災・社会、介護・看護、子育て・教育など生活面に焦点をあて、それぞれの分野における専門家を招いた講座を開き、ディスカッション、ワークショップ、プレゼンテーションなどで外国人と日本人が協力して作業できる活動を行った。

二つ目の取組として、平成25年度は「多文化共生サポーターによる世界文化遺産富士山と静岡県の魅力発見・発信プロジェクト」として、地域住民や大学生ボランティアなども参加する中、地元の文化や歴史について学び、地元住民とふれあい、外国人の目から見た富士山と地元の魅力をインターネットやポスターなどで発信する活動を行った。平成26年度は「多文化共生サポーターのための異文化コミュニケーション講座」を実施した。多文化共生サポーターに必要な異文化コミュニケーションについて外国人と日本人と一緒に学び、地域の活性化につなげるためのものである。大学教授を招き、様々な文化、異文化体験、異文化認識、世界の価値観などのテーマで講演を4回実施した。沼津、御殿場、富士、三島と、毎回違う会場で行い、それぞれの市の交流協会の理事や国際交流室の職員等により、地域の国際交流や外国人支援の取組について話を聞く機会も設けた。

三つ目の取組は、地域に活力を与える多文化共生を考えるシンポジウムである。二つの取組の成果を発表し、多文化共生や地域活性化に向けた取組の提言と情報発信を行うとともに、日本語教育や外国人支援、国際交流活動、外国人の市民参画などの意義について市民に呼び掛け、理解を促進させるものである。

四つ目の取組として、多文化共生サポーター育成協議会の設置と開催を行った。多文化共生、国際交流、外国人支援に対する住民の意識が低い東部において、市民の意識を高め、外国人が社会参画できるように必要なものを協議し、そのための体制整備と道筋づくりを検討するものである。

これら四つの取組の成果として、①同じ地域で暮らしている日本語能力が高い外国人と日本人が国籍を超えて知り合えた、②異文化について考え話し合う機会が得られた、③外国人と日本人が協働しながら活動することで相互理解と連帯感、地域への関心が生まれた、④普段外国人と接する機会の少ない日本人への良い刺激になった等の感想が寄せられた²¹。

4. まとめ

以上、静岡県内4つの団体の活動を取り上げてきた。その中で明らかになったことを次に整理する。

1) 在留外国人のニーズ

「生活者としての外国人」の多くは、日常不自由なく自立した生活を送るために、必要最低限の日本語力を身につけたいと感じている。そのニーズに応えるため、各団体では生活に密着した場面やテーマを取り上げて、サバイバルのための日本語教育を行っている。その後、生活に慣れてくると、日本語力が不十分だと感じることはあっても何とか生活はできるため、学習意欲が薄れ、日本語学習をやめていくケースが多いようである。

それでも一旦知り合いになったボランティア教師たちとは交流を続けている外国人も多い。清水日本語交流の会の場合を見ても、教室に通うのをやめてしまった外国人たちもホームパーティー等

には参加し、普段の生活の中でも折に触れて教師たちと連絡を取り合っている。信頼できる日本人の存在が外国人に安心感を与えるようである。このように言葉を超えて日本人のサポートを必要とすることもあるため、地域の日本人住民によるサポートは特に重要である。外国人に対する偏見もある中で、外国人と積極的に交流をするよう促すためには特別な取組が必要であり、その中でボランティア団体等が大きな役割を果たしている。

2) 日本語教育に関する取組

前述のとおり、在留外国人は必ずしも日本語学習に対して強い必要性を感じている訳ではない。しかし、フィリピンナガイサの報告にもあったように、日本語力が不足しているために生活にも支障を来していることに気づかずにいる外国人が多く、そのことが日本人からの偏見を招き、コミュニティの中で孤立する原因ともなっている。また、近年は高齢期を迎える外国人も増えており、外国人のライフサイクルも考えていく必要がある。外国人が老後も不安なく楽しく生活し、日本人と同じように社会の権利を享受できるようになるためには、自信をもって日本人コミュニティの中に入っていきだけの日本語力が必要である。日本人の偏見をなくすことも大切であるが、同時に、外国人自らが日本語を学習するよう動機づけを促すことも大切である。

児童生徒に対しては、教科を通しての日本語学習支援がされている。また、言葉の問題に限らず学校社会への適応や進路に関しても、社会環境や文化の違いから、日本人の子どもたちが体験する以上に難しさを感じてしまうことが多い。そのような児童生徒や母親などに対して、教育委員会による支援以外に、ボランティア団体等によっても相談会を開くなど細やかな支援が行われている。

日本語学習に関するもう一つの傾向として、今までは生活に密着した初級レベルの日本語教育が中心であったが、近年、中級・上級レベルの日本語教育を始める団体が増えてきたことがあげられる。生活に必要な日本語力を身につけた後、就職や転職などに必要な高度の日本語力を身につけたという外国人が出てきたためである。これは、

日本社会において外国人の社会参画が重要視されてきたことも背景にある。外国人が日本社会の一員として活躍することは、日本社会や地域社会の活性化につながるのと同時に、外国人にとっても自己実現の手段となる。本稿で取り上げたボランティア団体等も、このような地域社会と外国人双方のニーズを感じ、迅速くそれに取組んできた。このことが地域社会を通して、人材育成や産業振興など、日本社会全体へも影響を与えている。

3) 多文化共生への取組

多くの団体は日本語教室を開くとともに、多文化共生への取組を行っている。単に生活のための日本語学習支援というだけでは学習の意欲が継続せず、十分な日本語力のないまま生活した結果、地域で孤立してしまうケースもある。いかに日本語学習に対して興味を持たせ、必要性を感じさせるかは、日本語教育という視点だけでなく「多文化共生」という大きな枠組みの中で問題を捉えていく必要がある。多文化共生の取組について、本稿でとり上げた4つの団体に共通していたのは、日本人と外国人が関わりを持つ場を提供することを重要視している点である。日本人住民の理解を深めるためには、単に異文化を紹介して知識を与えるだけでは不十分である。実際に関わり合いを持ち、コミュニケーションをとることで、お互いのことを深く理解することができる。地域のボランティア団体等が進めているのは、そのような個人レベルのつながりであり、それが広がったときに大きな力となって社会の中に現れてくるのである。地域差はあるものの、現状では日本人の理解も外国人の意識も低いと言える。そのような状況を打破して、更に地域社会の発展を進めるためにも、日本人と外国人の住民双方が関わる場を提供する取組を今後も続けていかなければならない。

4) 今後の課題

以上の通り、日本語教育と多文化共生への取組は社会にとっても必要なことであり、今後も継続していかなければならないが、それを遂行するにあたり難しさも出てきており、今後の課題として取り上げていかなければならない。

まず一つには、日本語教育や多文化共生に関わることのできる外国人サポーターや指導者になるための候補者が少なく、多くの団体では依然として日本人ばかりで活動を行っているという点である。外国人の参加者が少ないと、せっかく綿密に講座やイベントを準備しても期待通りの成果が上がらない。どうすれば指導者として育成すべき中・上級レベルの外国人を参加させることができるのかが大きな課題となっている。外国人の育成サポーターが増えてくれば、日本語ができない人に対しても、外国人コミュニティの中での呼びかけが可能となる。外国人の参加が増えるように、地域の外国人がどのようなテーマに興味を持っているのかなど、常に住民の意見を聞きながら活動を計画していかなければならない。

次に、ボランティア団体等に対する支援も課題となっている。県内で見られるほとんどのボランティア団体やNPOなどは、会員の会費によって運営されている。そのような中では、清水日本語交流の会のような強い組織力や会員の協力が無い限り、毎回ボランティアを募ってイベントを行うことには無理がある。また、本稿で取り上げたように、ボランティア団体等が一つの大きな事業をしようとする場合、文化庁や自治体の委託事業を活用することもできるが、このような一年契約の委託事業では活動を毎年計画し直さなければならず、講座や行事を始めても長く継続することが難しい。不定期なイベントに際して、その都度人々に参加を呼びかけたり、講師を募ったり、会計報告を書くなどの作業は、ボランティアたちにとって大きな負担となっている。もう少し長いスパンでの活動が計画できるよう、政府や自治体は、ボランティア団体等に対する支援体制を再検討する必要があるのかもしれない。

注

¹ 文化庁文化語部国語課文化審議会国語分科会日本語教育小委員会『日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）』（平成25年2月18日）1頁

² 文化庁ホームページ「生活者としての外国人」のため

の日本語教育事業

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyouiku/seikatsusya/index.html

³ 総務省総務局「在留外国人統計2014年6月末」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127507>

⁴ 総務省・前掲統計

⁵ 松尾友樹「日本における外国人移民の増加—静岡県浜松市の日系ブラジル人を中心に—」（平成13年1月17日）立命館大学経済学部山井ゼミ

⁶ 外務省ホームページ「ビザ（査証）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/index.html>

⁷ 日本銀行静岡支店公表資料「静岡県の産業・金融面の特徴」（平成26年10月10日）

<http://www3.boj.or.jp/shizuoka/kouhyou/1410/1410dz.pdf>

⁸ 静岡市『生活便利帳』、菊川市『生活便利帳』、富士市『健康カレンダー』（平成26年3月）

⁹ 静岡県公式ホームページ（外国語ページ）

http://www.pref.shizuoka.jp/a_content/common/language/index.html

¹⁰ 公益財団法人静岡県国際交流協会「日本語教室リスト」（平成26年4月）

<http://www.sir.or.jp/foreigner/jproom/middle.html>

¹¹ グローバル人財サポート浜松「多文化共生のすゝめ」（平成26年8月）

¹² グローバル人財サポート浜松ホームページ

<http://www.globaljinzai.or.jp/index.html>

¹³ 静岡県「県民だより2013年10月号」

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-110b/201310/korabo/index.html>

¹⁴ 浜松市中部協働センター「中部協働センターだより」平成26年6月号（号外）

¹⁵ NPO法人フィリピンナガイサ「バイリンガル指導者・日本語ボランティア養成講座」受講案内（平成26年度文化庁委託事業）

¹⁶ NPO法人フィリピンナガイサ「バヤニハン日本語教室」教室案内（平成26年度）

¹⁷ NPO法人フィリピンナガイサホームページ

<http://filipinonagkaisa.org/>

¹⁸ 清水日本語交流の会ホームページ

http://www.ac.auone-net.jp/~s.n.kk/P21_Activity.htm

¹⁹ 清水日本語交流の会「ABOUT US」

<http://shimizu-nihongo-club.jimdo.com/>

²⁰ ふじのくに多文化共生ネット「多文化共生サポーター候補者募集チラシ」

²¹ 文化庁『平成26年度文化庁日本語教育大会 日本語教育の地域連携の可能性を考える—外国人のライフサイクルという視点から—』（平成26年8月）